第70回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時:令和2年(2020年)7月22日(水)14:45~16:45

場所:滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室

■議事(4件)

- ・滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について
- ・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について
- ・滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について
- ・屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について(議決事項)

■報告(2件)

- ・広域的景観形成検討部会での審議経過について
- ・滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

■出席者:

1. 青山委員、岡田委員、川﨑委員、黒川委員、鈴木委員、土本委員、轟委員、貫名委員、山下委員、和田委員(13名中10名出席)

(欠席委員:高井委員、平井委員、松井委員)

- 2. 事務局6名
- 3. 事務局関係者1名
- 4. 傍聴者 0 名

■使用資料:

- ・資料1 第70回 滋賀県景観審議会 議案
- ・資料2 滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について
- ・資料3 屋外広告物の規制の見直しに関する検討について
- ・資料4 滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について
- ・資料5 屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について
- ・資料6 広域的景観形成検討部会での審議経過について
- ・資料7 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

■議事概要

滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について

	() () () () () () () () () ()
事務局	(滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について、資料2により説明)
委員	広域的景観形成検討専門部会長として簡単に補足説明します。今回、6
	町域に絞った景観計画の部分について、調査等もした上で、事務局で課題
	を整理し、方針も含めて検討していただいたものがただいまの説明です。
	事前協議制度については、他自治体での事例もありまして、意匠変更等
	の時間的余裕を持たせるというもの、緑化措置については、他自治体でも
	事例が増えておりまして、公共空間である街路等からの見え方を意識した
	間口緑化率の基準を導入し、併せて適切に緑化した場合には、インセンテ
	ィブとして建物の基準を一部緩和するといったことも考えてはどうかと
	いうものです。太陽光発電施設については、事務局の御説明のとおりです。
	また、景観計画では広域的景観や線的、面的な考え方がありますが、統一
	的な景観形成と地域性に応じた景観形成と、この両面を考える必要があり
	ます。統一的な景観形成は、これまで眺望景観等の議論を進めております
	が、地域性に応じた部分、面としての部分についてもしっかり考えていく
	必要があるというものです。
	これらについて皆様のご意見をいただければと思います。
委員	「太陽光発電設備等」との記載がありますが、この「等」というのは具
	体的には何を指しますか。
委員	併せて、風車等のエネルギー関連施設はどこに入るでしょうか。
事務局	「等」としている理由は、太陽光パネルという呼び名をしているものも
	あることと、太陽光パネルがそのまま設置される場合と建築物の屋根に設
	置される場合等があるため、それらの総称という意図で、「等」と表現し
	ております。
	風力発電施設については、現行規制でも届出対象の工作物として鉄柱や
	コンクリート柱があるので、風力発電施設も鉄柱やコンクリート柱に設置
	される場合はこれに該当するとして扱う可能性があります。
委員	今回の資料について、見直し事項として対象となる範囲が、景観重要区
	域なのか、6町域全体なのか、6町域以外も含む範囲なのか、その辺の区
	別がわかりにくい部分があるかと思います。例えば、景観形成基準につい
	ては景観重要区域の話かと思うのですが、13m以上の建築物や緑化、30 日
	ルールとか、これらは重要区域に限らず、6町域全体が対象範囲でしょう
	か。景観計画の中には琵琶湖景観形成特別地区等、6 町以外の部分に及ん
	でいる事項もありますよね。実際にどういう場合に届出対象となるのかと

	いう点が大事な部分ですので、それらがわかるよう整理したかたちで、ご
	提示いただきたいと思います。
 事務局	事前協議に関しては、6町域全体が対象となります。一定規模以上の行
7 137 163	為になると対象となり、全て届出が必要ですので、それらが区別できるよ
	うなかたちでもう少し整理させていただきます。
 委員	今回の検討において、6町域に限らない県全域の景観指針である「湖国
安貝 	
	風景づくり宣言」については改正する可能性はありますか。6町以外、県
	内の景観行政団体とも宣言レベルでの見直し、あるいは歩調を合わせてい
	くというようなことを、今回検討していますか。
事務局	「湖国風景づくり宣言」については、基本的には見直しは検討していま
	せん。ただし、県としては、県内の景観行政団体で構成する景観行政団体
	協議会等も活用して、景観行政団体である 13 市とも連携していきたいと
	思っております。
委員	6 町域でゾーニングを行うことについて、ゾーニングをした上で、その
	後の展開として具体的なイメージはありますか。将来的には、県内 13 市
	の景観計画のように、もう少し踏み込んだ景観区域とか形成基準等につい
	ても考えて行くことも可能性としてありますよね。
事務局	ゾーニングを行うことによって、地域らしさを踏まえた風景づくりに関
	してメッセージを発信しやすくなるものと考えております。もう少し踏み
	込んで基準等を考えていくという点についても、その方向に進めていきた
	いというものです。また、6町も景観行政団体に移行することとなった際
	には、このゾーニングを参考に取り組んでいただきたいという考えです。
委員	ぜひそのような展開を進められるような見直しとしていただきたいと
	思います。現在の景観重要区域は、国道 307 号線、宇曽川、芹川だけです
	が、例えば多賀大社周辺、旧街道や旧宿場等についても踏み込んでいける
	と、より魅力的な景観形成が図られる地域になっていくと思いますので、
	その布石を置いていただきたいと思います。
委員	いまご意見のあった、対象となる範囲を明確にすること、大まかな計画
	から段階的に精緻化して計画そのものを成長させていくために、将来の展
	開を見据えたものとすること、これらについてできる限り反映をお願いし
	たいと思います。また、緩和措置やインセンティブについては必要ではあ
	りますが、あまり緩やかにしすぎると、原則がずれてしまいますので、そ
	の点は慎重に検討をお願いします。
	それでは今回出た意見、議論等を今後の検討に反映させていただくよう
	お願いいたします。
	1.20070

屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

事務局	(屋外広告物の規制の見直しに関する検討について、資料3により説明)
委員	屋外広告物適正化検討専門部会長として補足説明をします。
	事務局より説明があったように、現地視察も含めて部会で検討してまい
	りました。まだ議論の途中の段階ではありますが、一応現段階での論点と
	しては3点ほどあります。
	一点目は、許可基準等の基準に関して、その妥当性の部分について詰め
	ていきたいという点です。やはりメリハリをつけながら、実際にそれらの
	基準が適切なものなのかという点を、その妥当性を含めて最終的に詰めて
	いきたいと考えております。特に案内図板等、非自家用広告物については、
	設置自体は緩和しつつ、一定の条件や誘導を併せてかけていくことで、実
	際にいい景観にしていくために、うまく戦略的に判断していきたいなと考
	えています。
	二点目は、価値判断を伴う部分です。こういう色調にしてほしいとか、
	こういう形態にしてほしいというような価値判断を含む内容はどうする
	のかという議論をしております。それらについては、デザインの専門家で
	ある高井委員に知見をいただきながらデザイン的な部分についても一定
	の検討をしていきたいと考えています。
	三点目は、広告景観の基本方針についてです。地域類型と景観形成方針、
	条例に基づく規制の地域区分等できめ細やかに具体的な施策を展開して
	いくとして、それに加えて、その上の段階の景観形成計画やさらに上の基
	本方針、例えば、湖国らしい広告景観基本方針のようなものが、本来は必
	要なのではないか。基本方針があって、計画があって、その計画をかなえ
	る基準があるというような組み立てになるのではないかということです。
	県の景観計画の中で位置づけるのか、あるいは一定程度将来的な方針とい
	うものを打ち出していくのか等について、今後、具体的に詰めていきたい
	と考えています。また、これに関連して、例えば、推奨広告のガイドライ
	ン、コンクールや表彰、優良広告物の積極的なアピール等の誘導施策、あ
	るいはエリアマネジメントや公共広告物での景観形成等、「つくる広告景
	観」や「攻めの施策」については、規制手法の検討の中だけでは位置づけ
	が難しい場合があります。そのような施策展開をしていけるような道筋を
	ぜひ検討していきたいといったあたりも議論になっている部分です。
基準・地域区	分等の検討について
委員	基準を検討するにあたって、例えば広告が並んでいる沿道等について
	は、どの位置から見た場合を想定して検討されるのでしょうか。
事務局	沿道景観については、その道を通行する方の視線が一番重要だと思いま

	す。一方で、例えば田んぼの中を通っている道路等ですと、道路沿いには
	店舗等が建っていたとしても、後背地の田園から見たときには、また別に
	│ │見え方もあります。道路沿いの沿道景観と道路を横から見た景観、この両
	 方を想定して検討する必要があると考えております。
 委員	少し補足しますと、野立広告に関しては、新幹線からどれぐらいの距離
	│ │だと、どれぐらいの大きさで見えるのかというのをシミュレーションし、
	単に距離と大きさだけでなくて、実際の見え方はどうなのかという点につ
	いて検討していただきました。
委員	前回の部会において、建物に付属する看板等を扱う一般的な屋外広告事
	業者へのヒアリングも必要ではないかという意見をしましたが、その後の
	検討はいただいたでしょうか。
事務局	まだ具体的には検討できていませんので、今後、素案を詰めていく中で、
	必要性を含めて検討していきたいと考えています。
委員	一部、基準の緩和についても議論されているようですが、あえて緩和す
	るというのは、やはり新型コロナウイルスの影響で、経済的活動をもう少
	し活性化するという思案も入れてのことでしょうか。
事務局	新型コロナウイルスの影響ではなく、社会通念上理解を得にくく、地権
	者や事業者からの反発の大きい規制や、実態にそぐわない規制等につい
	て、廃止や緩和を検討しているものになります。
委員	地域区分案の中にある「特別規制地域」はもっとも厳しい地域区分であ
	る第1種地域(歴史伝統系)よりも優先される案とされていますが、特別
	る第1種地域(歴史伝統系)よりも優先される案とされていますが、特別 規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それと
	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それと
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それと も第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むというこ
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。 特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。 特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。 特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定するということ
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定するということになりますので、第1種地域が簡単に特別規制地域の制度で緩和されて、
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定するということになりますので、第1種地域が簡単に特別規制地域の制度で緩和されて、せっかくの厳しい地域が台無しになってしまうということはないと考え
	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定するということになりますので、第1種地域が簡単に特別規制地域の制度で緩和されて、せっかくの厳しい地域が台無しになってしまうということはないと考えております。
事務局	規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域(歴史伝統系)よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどういう検討があったのか補足いただけますか。特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1~7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定するということになりますので、第1種地域が簡単に特別規制地域の制度で緩和されて、せっかくの厳しい地域が台無しになってしまうということはないと考え

	っている点は若干説明が必要なところではないかと思います。
事務局	部会の審議の中では、「沿道田園系」、「沿道市街地系」というような名
	称で審議をしておりましたが、13 市も対象に適用できるものとして地域
	類型があるべきだという意見もあったため、地域類型を追加した経緯があ
	ります。例えば、工業物流系沿道市街地や街路型沿道地域が追加した類型
	です。これらの追加に伴い、田園系だけではなくなったため、保全型と活
	用型という名称に変更しました。
	工業物流系は、保全型でいいのかという点については、工業物流系の場
	合、そこを目的とするトラックや物流業者の方が、適切に敷地に入れると
	いうのが広告物の基本的な用途ですので、商業店舗等のように派手な看板
	が掲出されることが少ない地域と捉えています。このことから、工業物流
	系は、緩い活用型ではなく、より厳しい保全型の地域区分に位置付けるこ
	とが適切であると考えています。
めざす理想の	景観について
委員	今回、規制を見直すということで、今よりも景観がもう少しマシになる
	だろうという発想になっていると思いますが、全国各地のよい景観が実現
	している地域で実際どのような工夫がされているのか等も見ていただい
	て、もっと理想の景観をしっかりイメージできていると、規制もよりよい
	内容になると思います。規制値について客観性を持たせるということも必
	要ですが、規制の数値を作り上げていく段階で、完成型のイメージを具体
	的に描いていただくことが近道になるのではないかと思います。
事務局	条例、規則による強制力のある規制という部分での取り組みを中心に議
	論してきていますが、部会の中でも、より良い景観を目指して表彰制度や
	推奨基準等の取組みも検討する必要があるという議論はありました。最低
	限守るべき強制力のある基準を詰めていくことはやはり必要な作業です
	ので、そこが中心的になっているのが現状ですが、さらに今後の取り組み
	としては、より良い広告景観をつくっていくという段階に進んでいく必要
	があると考えています。
委員	規制的なものに加えて、優良なものを推奨していく、あるいは望ましい
	広告に誘導していくことについて、それも地域区分等に合わせて考えてい
	くということでしょうか。
事務局	地域類型、地域区分と連携させてということは、もちろん必要だろうと
	考えています。部会での審議では、この地域類型でこういう望ましい基準
	といった具体の内容は出ておりませんが、今後、条例・規則での最低限の
	基準という基盤ができた後、さらに取組みを進めることが、今後の広告行
	政の課題であると考えています。

委員

資料で使用しているイラストについて、理想形のイラストにしたほうが よいと思います。特に、幅規制のイラストと公共的広告物のイラストです。

幅規制のイラストは、幅規制によって現行のものが改正案のようになるというものですが、私の主観であれば申し訳ないのですが、これで景観が改善したと言えるのか疑問があります。確かに連続的、統一的になったとは言えますが、それだけでは不十分で、高彩度の色のものが並んでいることについては、まだその先にゴールがあるような気がします。

公共的広告物についても、公共的な内容と協賛企業が一緒に表示された イラストですが、例えば「石山寺」と「パチスロ」とか、それぞれの文脈 があまりにも乖離していると、やはり問題ではないかと思います。単に面 積割合の問題ではないと思います。

面積割合の基準のみ書かれていて、現段階では文脈のことまで規制の議論ができなかったかもしれませんが、今ここに入れるイラストとしては、若干考慮いただいたほうがいいのではないでしょうか。

事務局

幅規制のイラストですが、例えば第4種地域(活用型沿道系)が特に想定される地域となりますが、現段階では第4種地域で色彩規制を追加するという検討はしていません。導入しない規制を表現したイラストにしてしまうと、誤解を与えてしまう可能性もありますので、ここではあえて派手な色も含めて表現しています。

単にイラスト、表現として適切かという点と、色彩規制の要否という基準の中身の話なのかという点は分けた上での議論が必要だと思います。公共的広告物の協賛企業に関するイラストも同様で、記載内容にまで踏み込んだ規制を入れるべきだという議論が必要ということであれば、今後の議論の課題として検討させていただきたいと思います。

委員

どのような完成型や理想形を求めるのか。今回は、個別空間での検討ではなく、沿道に沿っての一律規制なのでこのようなイラストになるのかもしれませんが、できる範囲として現段階でやるべきことと、将来を見据えてのことなのかという点は、少し仕分けして考えていただければと思います。どういう方向性でもっていくのか、特別規制地域を活用した個別基準という考え方もあるかもしれませんので、まだ少し、柔軟に風呂敷を広げていただいて、議論の一里塚にしていただければと思います。

13 市域との関係について

委員

国道 307 号線等の幹線道路は、市町域を跨いで隣接する東近江市等にも繋がっています。景観行政団体である各市が自主条例を作ることによって県内で方向性がばらばらになることも課題であるので、「湖国風景づくり宣言」等を軸にして、県から各市に対して働きかけていくという説明も

	ありました。一方で、各市が独立性を持って、地域に応じた規制をつくる
	ということも重要なことなので、そこに県が働きかけるのはいかがなもの
	かという面もあると思います。そのあたりはどのように考えるのでしょう
	か。
	また、県からの働きかけというのは、「どうぞ参考に」程度のものなか
	のか、もっと指導に近いかたちで影響力を行使していくということなの
	か、さらに市町を跨ぐ主要幹線道路沿いのみなのか、そうではないのか、
	現時点で方針がある程度あるのであれば教えてください。
事務局	6 町域以外での広告物規制については、13 市への指導というような強
	い働きかけは、現状の仕組み上、権限的にも難しいと思います。ただし、
	県としては、県土の一体的な景観形成というのは大きな目標として持って
	いますので、単に参考にしてもらう程度のものだけではなく、景観行政団
	体協議会を活用しての働きかけや、例えば構成団体で合意をするというこ
	とも可能性としてはあるのではないかと思っております。
	また、対象については、幹線道路以外にも、例えば歴史街道や琵琶湖、
	田園景観等は、県土の一体的な景観形成という観点からは対象になりうる
	と考えています。
委員	示されている地域のゾーニングは、とりあえずは6町域の現況に鑑みた
	という説明でしたが、6町以外も含めて滋賀県全域でも大体この類型で応
	用が利くのかという点を教えてください。
事務局	滋賀県景観計画や滋賀県屋外広告物条例は、あくまで6町が範囲ですの
	で、実効性がある部分というのは6町に限定されますが、この16類型の
	地域類型自体は、基本的には滋賀県全域をカバーできるものとして考えて
	います。

滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について

事務局	(滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について、資料4によ
	り説明)
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですので、現
	在のところは、このスケジュール案で進めていただければと思います。

屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について(議決事項)

事務局	(屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について、資料5により説明)
委員	滋賀県景観審議会の運営内規のようなものとして、第 14 期審議会の間
	は、特例許可は部会での審議・議決でやりましょうというものですね。

委員	第14期だけに限定する必要はないのではないかなと思います。むしろ、
	景観審議会の議決として考えれば、期が変わっても通用する内規ではない
	かと考えますがいかがでしょうか。
	事情としては、広告部会の設置については、各期の最初の全体会で、部
	会の設置の議決をいただいております。ですので、例えば次の第 15 期景
	 観審議会においても広告部会が引き続き設置されるという議決をいただ
	 ければ、今回の議決も有効に継続するという考え方になるかと思います。
	現時点では、第 15 期において広告部会が設置される保証がないという点
	で、現時点ではあくまで第 14 期、現行の広告部会が存続している間とい
	う形になります。ただし、第○会広告部会というときの番号は通し番号と
	なっていますので、今期の広告部会も、第13期、第12期から継続してい
	るものという扱いにはなっております。
委員	各期で議決しているのは形式的なもので、実質的にはずっと続いている
	ということだと思います。
委員	今後は、各期の最初に、部会の設置と併せて、今回提案されている案も
	議決するというかたちになるわけでしょうか。
事務局	それがわかりやすいのではないかと思います。
委員	案文の本文は、これで結構だと思います。ただし、補足1で「専門部会
	長が、審議会全体会で審議する必要があると判断したときは、会長の判断
	にかかわらず全体会で審議することができる」となっている点は、会長の
	判断を部会長がひっくり返すというのは少し奇妙に思います。 部会長が審
	議会全体会で審議する必要があると判断したときは、その旨を会長に伝え
	て、会長が全体会に審議するよう諮るとしたほうが、ルールとしては妥当
	ではないかと考えます。
委員	補足1の「会長の判断にかかわらず」の部分を削除する修正を行えばい
	いのではないでしょうか。
事務局	最終的には会長判断になるのであれば、本文のほうに「会長が必要と判して、人間へ、人間へ、人間へ、人間へ、人間へ、人間へ、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の、人間の
	断した場合は」という記述がございますので、文言としては、補足1自体
	を削除するということも考えられるかと思います。本文の「会長の判断」
	の中身として、部会長のご意見も参考にしていただくという、運用上の処
* D	理で済むのではないかと思いました。
委員	それでよろしいかと思います。
委員	具体の特例許可の案件が出てきた際に、実際問題として、判断に迷う微いな事件ではスピク、実際問題として、判断に迷う微いな事件ではるようではる。
	妙な案件である場合、実際問題として審議会として判断がうまくできるの
**** D	か不安があるのですがいかがでしょうか。
事務局	広告部会では、広告物に関して専門的に審議をしていただいております

ので、普段の審議やこれまでの審議等を踏まていただいて、個々の案件に 対しても判断をしていただきたいというのが、行政側としての思いです。 場合によっては、不許可が妥当という判断、許可が妥当であるという判 断、両方があると思います。また、その判断はあくまで審議会としての判 断でございますので、最終的に許可するのか、不許可とするのかは、許可 権者である市町で判断されることになりますので、例えば、審議会として は、付帯決議として「微妙な案件である」ということを付けた上で議決を いただくというようなことも可能性としてはあると思います。 審議会の判断が最終のものではなく、最終は市町の判断があるというこ 委員 とですね。わかりました。 事例として掲載されている守山市の案件で、許可を妥当とした判断の理 委員 由として、中心市街地の活性化に寄与するという公益性等が挙げられてい ますが、公平性を保つという意味で、この事例と同じように面積基準を超 える案件が出てきて、それを不許可とした場合には、その理由づけが必要 だと思います。そのときに、公共性があるという理由だけでは、弱いので はないかと思います。 公共性という意味では、災害等の緊急時に、協賛している一般企業から のコマーシャルを止めてでも公共的なニュースや役所からの連絡、市民に 向けた連絡が優先されて流されるとか、そういうことを条件に特例許可を 出すような話なのか、どうなのでしょうか。 事務局 特例許可の判断の根拠としては、公共性ややむを得ない事情等が一つ判 断の根拠になりうると思いますし、あるいはその看板自体が景観に与える 影響がどのようなものかということも当然根拠としてあり得ると思いま す。例えば、この守山市での事例では、パチンコ店で見られるような激し い明滅を繰り返すものではないということも理由として挙げられていま すので、単純に公共性という理由だけではないと思います。 特に電光掲示板については、通常の広告板より厳しい基準が設定されて いるのは、非常に激しく明滅を繰り返すものが事例としては多いというの が理由としてあります。そういったものでないのであれば、特例許可の対 象になってくるという判断はありうるのではないかと思います。この事例 は、あくまで守山市景観審議会で議論があったものですので、勝手にこち らの判断を挟みづらいですが、そのように想像しています。 条件付けの事例はこれまでもありまして、イオンモール草津の事例で は、行政側とイオンモールの間で、今後も守っていくべき内容についての 覚書を交わすという条件で、審議会としては許可妥当という判断をいただ いています。

委員	守山市の事例は、詳細は現場を見ないとわかりませんが、写真で見る限
	りは、形態を細長くして、色も壁面の色に揃えて、白くて小さい字体のよ
	うに見えますし、点滅もしないということで、デザインとして十分に抑え
	て、上手くまとめてもらっているように思います。
委員	それでは、屋外広告物の特例許可に係る議決権限については、この案の
	とおりという議論の中身でございましたが、案文から補足1を削除する修
	正を加えたもので、議決するということでご異議ありませんでしょうか。
	滋賀県屋外広告物条例第 12 条第 2 項の規定に基づく許可に係る議案について、会長が必要と判断した場合は、屋外広告物適正化検討専門部会において審議し、その議決をもって審議会の議決とする。 (補足) ・屋外広告物適正化検討専門部会は、審議結果を景観審議会全体会に事後報告するものとする。
各委員	(異議なし)

(報告事項) 広域的景観形成検討部会での審議経過について

事務局	(広域的景観形成検討部会での審議経過について、資料6により説明)
委員	この件も長期間に渡って引き続き検討しているものですが、具体的な地
	域について、都市計画上の土地利用条件等にも応じて、要協議の部分に関
	して、どういう対策が必要なのかということを議論しているものです。主
	だったところは、景観計画の高さ上限値を明記したり、形態意匠に関する
	指導助言を行ったりするのが一つの基本です。基本方針、対応方針を案と
	しながら、眺望景観ガイドラインの策定を県から提案いただいています。
	また、景観行政団体協議会でも共有していきたいということでございま
	す。
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですし、あく
	まで報告事項ですので、またご意見、ご質問等ございましたら、審議会終
	了後でも結構ですので、事務局に伝えていただければと思います。

(報告事項) 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

事務局	(滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について、資料7により説明)
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですし、報告
	事項でありますので、部会での意見等は反映させていただきながら、特に
	視点場整備とかPRの内容については、引き続き取り組んでいただければ
	と思います。

以上